

市民後見推進事業の概要

| | |
|------|-----|
| 市区町名 | 奈良市 |
|------|-----|

| | |
|---------------------|---|
| 事業区分 | (1) 市民後見人養成のための研修の実施 |
| 委託先及び委託内容 | <p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：奈良市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成事業</p> |
| 事業内容 | <p>1. 市民後見人養成講座</p> <p>(研修担当者) 市内在住・在勤で、研修終了後、市民後見人等として活躍する意欲のある者</p> <p>(研修カリキュラム等) 市民後見人養成講座（基礎研修） 全5日（1, 290分） " （応用研修） 全5日（1, 590分）</p> <p>(講師) 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、市職員 NPO法人会員など</p> <p>(会場) 奈良市ボランティアインフォメーションセンター</p> |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>平成26年 9月～10月 基礎研修 受講修了者 46名（受講者 46名）</p> <p>平成26年10月～12月 応用研修 受講修了者 64名（受講者 69名）</p> |
| 備考 | |

市民後見推進事業の概要

| | |
|------|-----|
| 市区町名 | 奈良市 |
|------|-----|

| | |
|---------------------|--|
| 事業区分 | (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 |
| 委託先及び委託内容 | <p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：奈良市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：相談体制の充実</p> |
| 事業内容 | <p>1. 専門職による成年後見制度相談会 弁護士・司法書士・社会福祉士等による相談会 月4回 予約制 場所：社会福祉協議会分室 内容：成年後見制度相談窓口が受ける相談の中から、専門職による相談が必要と判断したものに対して行う。</p> <p>2. 成年後見制度相談体制の整備 市役所内相談窓口の設置 週3回 場所：社会福祉協議会分室 内容：後見業務及び申立支援を行う機関の紹介及び市担当部署との調整、成年後見制度専門相談窓口の紹介</p> |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>専門職による成年後見制度相談会 平成26年5月～平成27年3月</p> <p>成年後見制度相談体制の整備 平成26年4月～平成27年3月</p> <p>相談件数：143件</p> |
| 備考 | |

市民後見推進事業の概要

| | |
|------|-----|
| 市区町名 | 奈良市 |
|------|-----|

| | | | | | | |
|---------------------|---|------|---|------|---|------|
| 事業区分 | (3) 市民後見人の適正な活動のための支援 | | | | | |
| 委託先及び委託内容 | <table border="1"> <tr> <td>全部委託</td> <td>・</td> <td>一部委託</td> <td>・</td> <td>委託なし</td> </tr> </table> <p>委託先名：奈良市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：検討委員会の開催</p> | 全部委託 | ・ | 一部委託 | ・ | 委託なし |
| 全部委託 | ・ | 一部委託 | ・ | 委託なし | | |
| 事業内容 | <p>1. 奈良市権利擁護システムあり方検討委員会の開催 1回</p> <p>(検討委員) 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO法人会員、当事者団体 相談機関、市社会福祉協議会、市</p> <p>(事務局) 市社会福祉協議会</p> <p>(検討内容) ・ 権利擁護のシステムについて ・ 奈良市における市民後見人のあり方について</p> <p>2. 市民後見人養成講座受講修了者に対する福祉情報・研修会の案内 随時(月1回程度)</p> | | | | | |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>第1回 奈良市権利擁護システムあり方検討委員会</p> <p>日時：平成27年1月20日(火) 13:30~15:30</p> <p>場所：奈良市役所 北棟2階 16会議室</p> | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

市民後見推進事業の概要

市区町名

奈良市

| | |
|---------------------|---|
| 事業区分 | (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業 |
| 委託先及び委託内容 | <p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：奈良市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：成年後見制度普及講演会等</p> |
| 事業内容 | <p>1. 普及啓発シンポジウムの開催 内容：シンポジウム 奈良市の権利擁護システムを考える</p> <p>2. 普及講演会の開催 内容：講演 成年後見制度普及講演会 伝統話芸講談による「成年後見制度」</p> <p>3. 啓発活動 パンフレット等作成・配布</p> |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>1. (シンポジウム) 開催日：平成27年3月5日(木) 14:00~16:30 会場：奈良市教育センター</p> <p>2. (講演会) 開催日：平成27年3月28日(土) 14:00~16:00 会場：ならまちセンター 市民ホール</p> |
| 備考 | |

平成26年度 第1回奈良市権利擁護システムあり方検討委員会
次 第

日 時：平成27年1月20日（火）13:30～

場 所：奈良市役所 北棟2階 16会議室

開 会

委員長 挨拶

議案

- 1 権利擁護センター（仮）の設置に向けて
- 2 市民後見人養成後の活用について

その他

閉 会

平成26年度 市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項

1 事業目的

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対する虐待や悪徳訪問販売・振込め詐欺などの被害報告が増えています。さらに、家族の支援や地域の共助力の低下など、判断能力が不十分な人の権利を擁護する必要性が高まることから成年後見制度の利用は今後ますます増加すると見込まれています。しかし、現状として成年後見制度の普及は十分とはいえず、また後見人等の担い手も不足しており、それらの問題を解決する一つの方法として、「市民後見人」は地域における新たな権利擁護の担い手として期待されています。

そこで、成年後見制度全般についての正しい知識と関連する諸制度の習得を通して「市民後見人」を養成するとともに地域における権利擁護の推進を図る事を目的に開催します。

2 主催 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（26年度奈良市市民後見推進事業）

3 応募資格及び申込方法

- 応募資格（下記の要件すべてに該当される方）
 - (1) 奈良市在住・在勤
 - (2) 年齢25歳以上70歳未満
 - (3) 事前説明会に出席し、基礎研修全日程の受講が可能なる方
 - (4) 将来、市民後見人として実践する意思のある方
 - (5) 民法847条に定める以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ②破産者

○申込方法 事前説明会にて配布する受講申込書にてお申込み下さい。

ただし、平成25年度市民後見人養成講座（基礎研修）受講申込者で抽選に漏れた方のみ直接本会への申込みが可能です。

○事前説明会 平成26年8月30日（土曜日）14:00～

はぐみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）1階
 奈良市ボランティアインフォメーションセンター 会議室
 住所：奈良市三条本町13番1号

事前説明会の申込みは、電話（受付9時～17時）・FAX・郵送にて下記までご連絡下さい。締切は8月29日（金）です。

奈良市社会福祉協議会 生活支援課 福祉サービス支援室

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内 社会福祉協議会分室

電話：0742-30-2525 FAX：0742-30-2323

4 日程及び会場

| | | |
|-------------|-------|------------|
| 平成26年 9月 6日 | (土曜日) | 9:40～15:50 |
| 平成26年 9月13日 | (土曜日) | 9:30～16:10 |
| 平成26年 9月20日 | (土曜日) | 9:30～16:20 |
| 平成26年 9月27日 | (土曜日) | 9:30～14:50 |
| 平成26年10月 4日 | (土曜日) | 9:30～12:00 |

はぐみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）1階
 奈良市ボランティアインフォメーションセンター 会議室
 住所：奈良市三条本町13番1号

5 受講料 無料

ただし、教科書として『市民後見人養成講座1～3（発行：民事法研究会）』（定価：6,912円）を使用します。すでにお持ちの方はご持参下さい。ご購入される方は事前に注文を承ります。

6 募集定員 50名

ただし、平成25年度市民後見人養成講座（基礎研修）受講申込者で抽選に漏れた方を優先。希望者多数の場合は抽選します。

7 その他

本基礎研修に引き続き、応用研修を予定しています。応用研修では、レポート提出や面談等を実施予定です。なお、後見人等は家庭裁判所が選任するものです。研修修了後、すぐに市民後見人になれるとは限りません。

平成26年度 市民後見人養成講座（応用研修）実施要項

1 事業目的

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みである成年後見制度の利用は今後ますますの増加が見込まれています。

しかし、現状として親族や専門職による後見人等の担い手は不足しており、新たな担い手として市民後見人の育成と活躍が期待されています。

このような状況のもと、市民後見人養成講座（基礎研修）修了者を対象に、後見人等として必要な対人援助の基礎学習と実務研修を通じて、権利擁護の担い手となる市民後見人を養成するとともに地域における権利擁護の推進を図ることを目的に開催します。

2 主催 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（平成26年度奈良市市民後見推進事業）

3 受講資格

下記の要件すべてに該当される方

- (1) 市民後見人養成講座（基礎研修）を修了している方
- (2) 奈良市在住・在勤
- (3) 年齢25歳以上70歳未満
- (4) 研修全日程の受講が可能な方
- (5) 将来、市民後見人として実践する意思のある方
- (6) 民法847条に定める以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ②破産者
- (7) 応用研修受講事前選考に合格した方

4 申込方法・締切

○申込方法 市民後見人養成講座（基礎研修）修了者に対して送付する受講申込書に志望動機書（エントリシート）を添えて下記までお申込み下さい。

- 申込締切 (1) 平成25年度市民後見人養成講座（基礎研修）修了者
 - 平成26年9月30日（火）必着
- (2) 平成26年度市民後見人養成講座（基礎研修）修了者
 - 平成26年10月31日（金）必着

奈良市社会福祉協議会 生活支援課 福祉サービス支援室
 〒630-8580
 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内 社会福祉協議会分室
 電話：0742-30-2525 FAX：0742-30-2323

5 受講者選考 受講申込書及び志望動機書（エントリシート）による申込受付後、「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」にて応用研修受講事前選考を行い、結果について申込者へ通知します。

6 日程及び会場

- 日程：平成26年11月22日（土曜日） 9：30～16：50
- 平成26年11月29日（土曜日） 9：30～15：40
- 平成26年12月6日（土曜日） 9：30～15：40
- 平成26年12月13日（土曜日） 9：30～16：00

※日程期間中に別途1日「施設実習（日時については個別に調整）」があります。
 ※研修内容については別紙日程表のとおりです。

会場：生涯学習センター 3階 学習室1・2・3（奈良市杉ヶ町23番地）

7 受講料 無料（教科書として『市民後見人養成講座1～3（発行：民事法研究会）』を使用）

ただし、施設実習にかかる交通費・昼食代については各自負担となります。

8 その他

- (1) 施設実習後は報告書の提出、応用研修全科目受講者にはレポートの提出と面談（市民後見人候補者の適正と本人の意思確認を目的とする）を予定しています。
- (2) 応用研修修了者は、法人後見を行っていている組織の後見支援員や地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動し、実践を積んでいただく予定です。
- (3) 後見人等は家庭裁判所が選任するものですので、研修修了後すぐに市民後見人として活動できるとは限りません。

市民後見推進事業

(奈良市委託事業)

成年後見制度 相談窓口開設

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利をまもる制度です。

成年後見制度に関する相談窓口です。制度に関することならなんでもご相談ください。

随 時

○相談窓口（電話or面談）

月・水・金曜日

午後1時～4時

要 予 約

○専門相談窓口 相談時間30分

（専門職：弁護士・司法書士・社会福祉士）

第1・2・3・4木曜日

午後2時～4時

実施期間 平成27年3月31日まで

問い合わせ

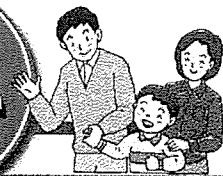
〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1

奈良市役所 中央棟2階
社会福祉協議会分室

電話 0742-30-2525

FAX 0742-30-2323

無 料



社会福祉法人
奈良市社会福祉協議会 生活支援課

平成26年度奈良市市民後見推進事業

シンポジウム

～奈良市の権利擁護システムを考える～

奈良市における市民後見推進事業（平成24年度～平成26年度 市より受託事業）のまとめとして、市民後見人に対する理解を深め、さらなる権利擁護システムを考えるシンポジウムを開催します。

★開催日 平成27年3月5日（木）

14時～16時30分（開場13時30分）

★会場 はぐくみセンター 9階（奈良市三条本町）

※駐車場（裏面参照）は台数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

★定員 200名

★参加費 無 料

★申込み 氏名と連絡先を電話かFAXにて下記のお問い合わせ先まで

※定員になり次第、締め切りいたします。ご参加いただけない場合のみ連絡いたします。

参加受付の連絡や参加票等はありませんので、当日は会場まで直接ご来場ください。

★対象 奈良市民 市内の福祉関係・後見業務実践者 市民後見人養成講座修了者

★内容 第1部 基調講演・報告

主催者あいさつ

報告 「奈良市における市民後見推進事業について」

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

基調講演 「権利擁護と役割を期待されている市民後見人」

大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授 岩間伸之 氏

～休憩～

第2部 パネルディスカッション

【コーディネーター】

大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授 岩間伸之 氏

【パネリスト】

奈良弁護士会 高齢者・障害者支援センター運営委員会 委員長 西村香苗 氏

社会福祉法人 青葉仁会 就労支援部長 山出哲史 氏

三笠地域包括支援センター 社会福祉士 大西真葵 氏

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 生活支援課 福祉サービス支援室長 稲葉美和

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 生活支援課 福祉サービス支援室

電話 0742-30-2525 FAX 0742-30-2323

主 催 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

後 援 奈良市